

指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設の構造基準及び維持管理基準の一部改正について

令和 8 (2026) 年 3 月 30 日 資源循環推進課

1 改正の趣旨

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の規定により、廃棄物処理施設の構造については、産業廃棄物の処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）を定め、また、廃棄物処理施設の維持管理については、産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）を定め、設置者に対して構造基準及び維持管理基準に従い適切に廃棄物処理施設を管理・運営するよう指導することにより、当該施設周辺の生活環境の保全を図っている。

このたび、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号、以下「最終処分場基準省令」という。）の一部改正等に伴い、指導要綱に基づく構造基準及び維持管理基準について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 構造基準別表 1 について

排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）の一部改正に伴い、指導要綱第 31 条の規定により、知事が別に定めるとしている構造基準の別表 1 の一部を改正し、「六価クロム化合物」に係る許容限度を 0.5mg/L 以下から 0.2mg/L 以下に改めることとした。

また、同別表 1 に掲げる「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を 3,000 個/cm³以下から 800 コロニー形成単位/mL 以下に改めることとした。

(2) 維持管理基準別表 3 について

ア 基準値について

最終処分場基準省令の改正に伴い、指導要綱第 32 条の規定により、知事が別に定めるとしている維持管理基準の別表 3 の一部を改正し、「六価クロム」に係る基準値を 0.05mg/L 以下から 0.02mg/L 以下に改めることとした。

イ 測定方法について

日本産業規格（以下「JIS」という。）K 0102（工場排水試験方法）が、JIS K 0101（工業用水試験方法）と統合され、JIS K 0102-1 等（工業用水・工場排水試験方法）として制定され、新たに 5 部編成の規格群として分冊化が行われたこと及び近年の分析技術の向上を踏まえ、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号）の改正に伴い、維持管理基準の別表 3 の測定方法で引用している規格番号の変更等を行うこととした。

ウ その他

全シアン及びポリ塩化ビフェニル（PCB）に係る基準値の「検出されないこと」の定義及

び維持管理基準第5の12(4)アに規定する「水素イオン濃度」の測定方法について、備考に記載することとした。

3 施行日

令和8(2026)年4月1日